

水産海洋基礎

# 実習ノート



北海道小樽水産高等学校

科

番号

氏名

実習名	4-2 採集物の調査2 (古平実習1)	実施日	月 日 ( )
-----	---------------------	-----	---------

1 内容「古平栽培漁業実習場における生徒心得」

1. 礼儀；社会人となる者として礼儀作法を習得する
2. 勤労；職業高校生として額に汗して体を動かす  
(自ら考え、自ら動く)
3. 自立；自分のことは自分でする

1. 基本的な生活態度

- ① 古平栽培漁業実習場は臨海の学習の場である。積極的に海や海の生物にふれ、親しみ、資源増殖の実際を学びとる姿勢が必要である。
- ② 集団生活、共同生活の場である。規律正しい行動と自分の責任に誠実に、そして、お互いに協力しあい助け合う気持ちが大切である。
- ③ 礼儀正しく、挨拶を励行し、よりよい人間関係を育み、特に時間を厳守し、他人に迷惑をかけないよう心がける。
- ④ 教員、職員の指示に従い事故防止につとめる。

2. 禁止事項など

- ① 機械類、スイッチ類の無断操作、漁艇、和船の無断使用及び機械室、ボイラー室への立ち入り。
- ② 飼育生物へのいたずら、採取、添加、及び給気、給水バルブの操作。
- ③ 実習場敷地外への出歩き。
- ④ 一般禁止事項  
飲酒、喫煙、窃盗、火気及び防災施設・設備へのいたずら、けんか、弱い者いじめ、器物破損、落書き、掲示物へのいたずら等  
※特に、壁や机等への足跡、落書きや掲示物等を汚損した場合、責任を持って処理してもらうこととする。
- ⑤ 持ち込み禁止品  
タバコ、ライター、酒等、携帯電話（契約有り無しに関わらず）、ガム、法律上禁止されているもの。
- ⑥ フード付衣類の着用（危険防止のため）

3. 実習中の心得

- ① 実習中は定められた服装を着用すること。（ピアスなどの装飾品等は身につけないこと）
- ② 実習は始めと終わりに整列、挨拶を交わし、点呼を受けるものとし、勝手に持ち場を離れない。
- ③ 集合場所、時間等について事前に指示があるので5分前を原則に行動すること。
- ④ 欠席、遅刻、早退の事由が生じたときには速やかに教員に届け出た後、指示を受ける。
- ⑤ 実習中、種々の器具、機材を使用するので大切に扱うと同時に破損、紛失をした場合は速やかに届け出て指示をあおぐこと。
- ⑥ 実習の前に体調不良の者および治療中の者は必ず届け出ること。また、実習中に体調に異常が生じた場合、速やかに届け出て教員の指示をあおぐこと。
- ⑦ 実習室への出入りは正面入り口を利用し、来客には礼儀正しく行動する。

4. 生活上の心得

- ① 貴重品（財布・携帯電話）は預け、持ち物は各自で整理整頓し管理すること。
- ② 実習場の電話は事務連絡用のものなので緊急時を除き、私用には許可しない。
- ③ スポーツは定められた場所、用具で行い、大切に扱う。また、後始末は責任をもって行うこと。
- ④ トイレは清潔に使用し、スリッパは出船方向にそろえること。

- ⑤ 実習中は友人の訪問、面会を禁止する。
- ⑥ 磯生物の採食は禁止する。また、実習以外の水泳は禁止する。

### 5. その他

日直： 海洋・気象観測（12:50）、実習の後始末  
※管理室の生徒の出入りは禁止。用件がある場合は受付口にて

ここまで書く

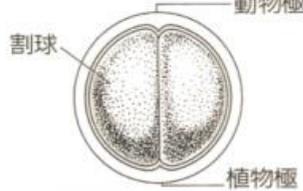
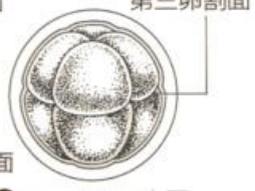
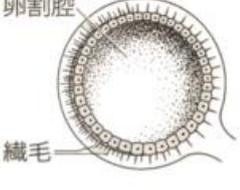
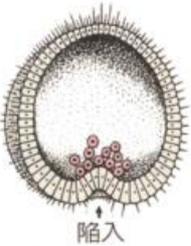
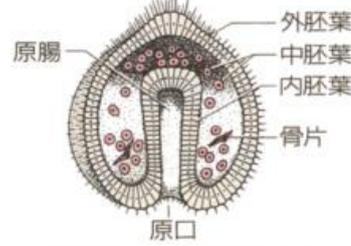
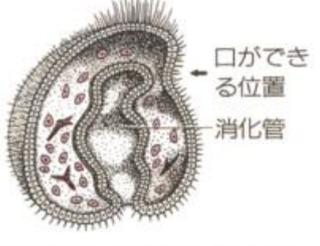
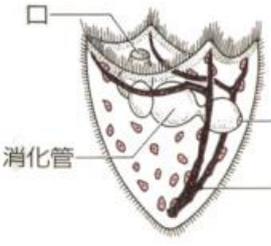
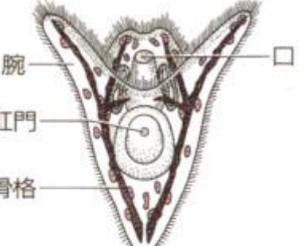
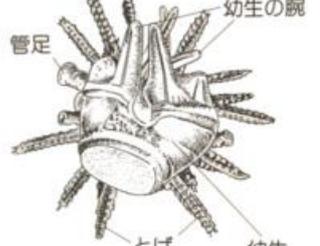
### 2 感想

ここまで書く

実習名	5-1 「水産・海洋生物の飼育」(古平実習2)	実施日	月 日 ( )
-----	-------------------------	-----	---------

【ウニの初期発生段階表】

1 内容

   			
① 受精卵	② 2細胞期	③ 4細胞期	④ 8細胞期
   			
⑤ 16細胞期	⑥ 桑実胞期	⑦ 胞胚期	⑧ 胞胚期 (ふ化期)
  			
⑨ 原腸胚初期	⑩ 原腸胚後期	⑪ プリズム形幼生	
  			
⑫ プルテウス幼生	⑬ 幼生の変態 (稚ウニ)		

スケッチ

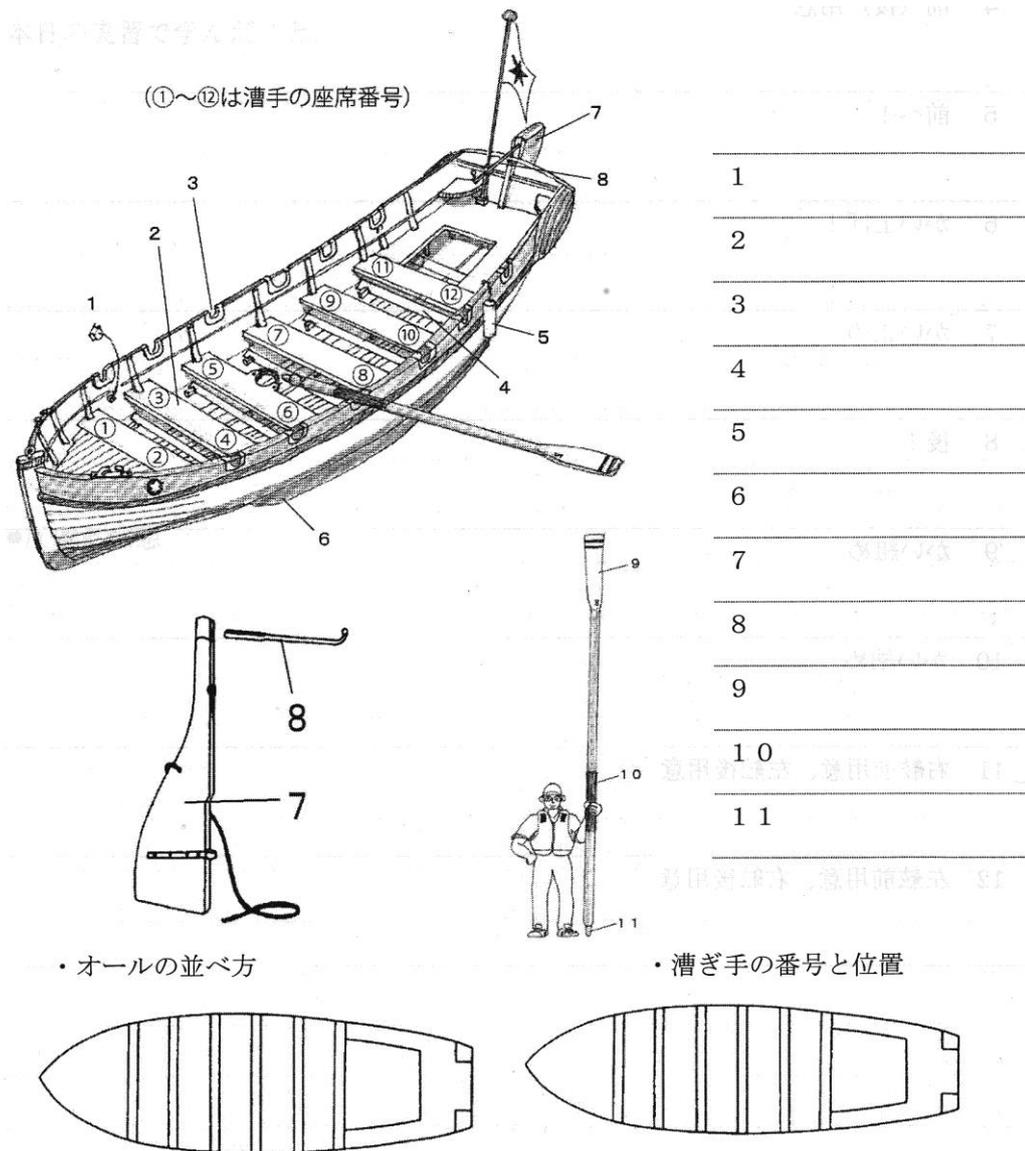
2 感想

ここまで書く

実習名	9-1 カッター	実施日	月 日 ( )
-----	----------	-----	---------

1 カッター訓練の注意点 (特に安全の面から)


2 構造と名称



### 3 号令と漕ぎ手の行動・動作

1 かい用意	
2 かい備え	
3 前(後)用意	
4 前へ	
5 後へ	
6 かい止め	
7 かい上げ	
8 かい組め	
9 かい立て	
10 かい納め	

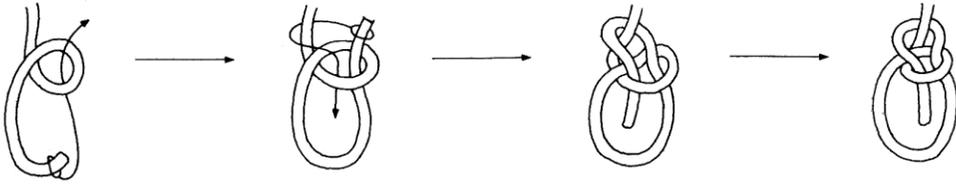
### 4 次の号令で、船はどのように動くか書きなさい。

右舷前用意、左 舷後用意	
左舷前用意、右 舷後用意	

実習名	11 結索 (ロープワーク)	実施日	月 日 ( )
-----	----------------	-----	---------

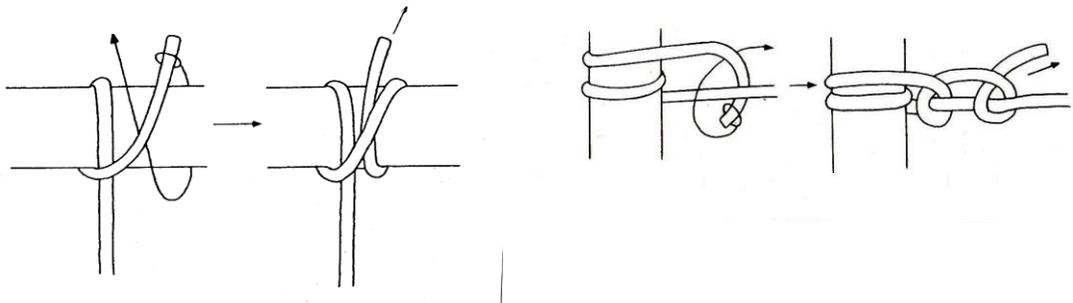
1 代表的な結索法 (日常生活でも用いられる)

**ボーラインノット** 結び方が簡単で解きやすく、安全確実な結び方。



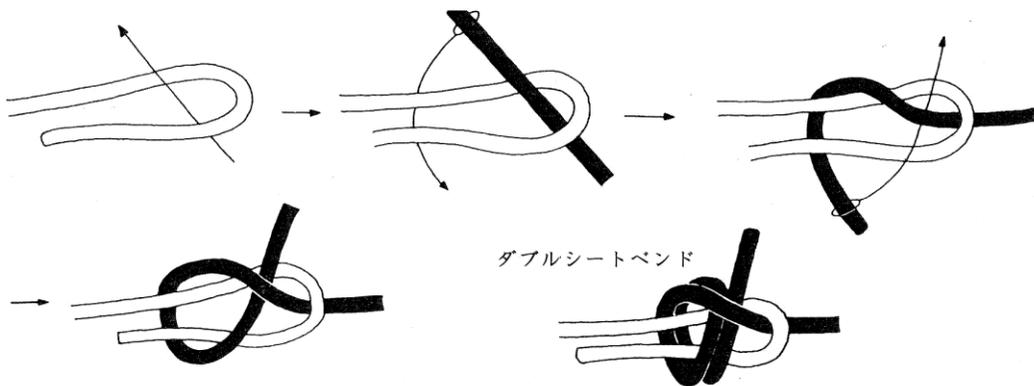
**クラブヒッチ** 簡単に安定した結び方 **ツーハーフヒッチ**

張っているロープを緩めないで結び、解くときも簡単。



**シートベンド**

異種のロープでも容易に結べる。太さの違うロープをつなぐ時は、もう一度回して二重にすると確実 (ダブルシートベンド)



2 前ページの図を参考に、結びを行い名称とその形状を図示せよ。

(1)	(2)
名称	名称
(3)	(4)
名称	名称



実習名	15-2 「サンマ味付け缶詰(MPC)」	実施日	月 日 ( )
-----	----------------------	-----	---------

## 1 心得、内容及び時程

### 食品製造実習要領

- 1 実習内容 サンマ味付け缶詰の製造
- 2 持ち物 筆記用具・実習ノート
- 3 服装 実習服・食品製造用の帽子・長靴・マスク
- 4 注意事項
  - ①爪を短く切ってくること。
  - ②化粧・装飾品等（ピアス・指輪等）は禁止。
  - ③包丁や機械を使うので、行動に注意し怪我のないようにする。
  - ④10分休みはとれないので、事前にトイレをすませておく。
  - ⑤手に傷がある・絆創膏をしている生徒は事前に申し出ること。

## 5 実習工場の入退室に係わる注意事項

### ★入室時

- 1 帽子を被り（髪の毛が帽子の外に出ないようにする）、マスクをつける
- 2 ①実習服②頭髪③装飾品④爪について教員の点検を受ける。
- 3 点検不合格となった生徒のうち、その場で改善できない場合には帰宅改善させる。
- 4 長靴に履き替え、石けんで手を洗う。
- 5 ペーパータオルで水気を取り除いた後、ジェットタオルで乾かす。
- 6 エアシャワーは5名（班単位が望ましい）で通過する。
- 7 手指をアルコール消毒し、エプロンをする。
- 8 所定の場所（各班の実習台）に整列する。

### ★退室時（終了後）

- 1 長靴洗いの後、エアシャワー横の出口から退室し、その後手洗いをする。
- ※ 再入室する際には、入室時4～7の手順通り（エアシャワーを通過して）入室する。



実習名	19-2 「体験乗船（ 科）」	実施日	月 日（ ）
-----	--------------------	-----	--------

## 1 内容

### 実習の目的

科目「水産海洋基礎」の導入として、海・船・魚について興味・関心を高め、併せて、船舶および船内生活の概要、船舶の運航・一般実務について体験させる。

### 日時・場所・時間

日時： 月 日（ ）

場所：(株)マリンウェーブ小樽の  
正面玄関（図中☆の場所）

時間：08:45（時間厳守）

### 乗下船場所

勝納ふ頭2号バス（図中）

### 実習海域

石狩湾および積丹半島周辺海域



### 集合時の服装

実習服    実習帽    体育用外靴(氏名を記入していることを確認)

### 持ち物

乗船のしおり・筆記用具・船内用運動靴・常備薬（必要な者）

ビニール袋（5枚ほど）・ティッシュペーパー など

\*スマートフォンおよび貴重品は乗船中、指導教官が保管する

実習船 北海道教育庁渡島教育局所属 「若竹丸」（692トン）

### 指導教官

時間処理 水産海洋基礎 6時間

# 「乗船実習における留意事項について」

## 1 「乗船実習生徒心得」・「乗船実習安全心得」の遵守すること (P6～P8に掲載)

### 2 乗船実習における留意事項

- (1) 乗組員、指導教官の指示、注意、指導に従い、最後まで事故のないように十分に心がけること。
- (2) 乗組員、指導教官に対してはきちんとあいさつすること。
- (3) 乗組員、指導教官の指示に対しては、大きな声で「ハイ」と返事をする事。
- (4) 船内のものは大切にすること。許可なく触ったり、持ち出すことは絶対にしないこと。
- (5) いかなるものにも落書きは絶対してはならない。
- (6) 停泊中において、許可なく船から離れてはならない。
- (7) 当直、当番、その他作業中は許可なく持ち場を離れてはならない。(必要なときは乗組員または指導教官の許可を得ること。)
- (8) 時間には絶対遅れない。(5分前の精神)
- (9) 常に服装など身だしなみに注意し、当直・作業中は指示された服装と、帽子またはヘルメットをかぶること。
- (10) 当直中、作業中は必ず運動靴か長靴を履くこと。(運動靴のかかと踏まないこと)
- (11) 履き物は所定の場所に入れ、生徒室入り口付近は常に整理しておくこと。
- (12) カップ、ヘルメットなどは使用后、所定の場所にきちんと整理しておくこと。
- (13) 自分の持ち物は各自で管理すること。(特に金銭の保管には十分注意すること)
- (14) 自分の飲食物は各自で管理し、暴飲暴食は慎むこと。  
(他人の物には絶対触れてはならない)
- (15) 生徒室内は常に清潔にし、船外にゴミを絶対捨ててはならない。
- (16) 喫煙者、喫煙具所持者は下船後、特別指導とする。
- (17) テレビは定められた時間以外は見ないこと。
- (18) 食当は衛生に注意し、エプロン・帽子を必ず着用すること。
- (19) 実習服の下からシャツなどは出さないこと。
- (20) 船外・船内でのタン、ツバを吐き捨てないこと。
- (21) 甲板上に出るときは、航海中・停泊中を問わず指導教官の許可を受けること。
- (22) 当直の交替は15分前に行う。
- (23) 許可を得て甲板上で行動するときは、必ず指導教官ともに行動し、お互いの視野から外れないこと。
- (24) 甲板上で作業を行うときは、単独での行動は厳禁とし、必ず複数で行動すること。

# 1 乗船実習生徒心得について

## 乗船実習生徒心得

### 1 実習の目的

- (1) 実習船における実務経験をとおして、海洋及び漁業の実態を把握し併せて漁法、操船又は機関の運転管理、船内調理に関する知識、技術を総合的に習得するよう努める。
- (2) 船舶職員として必要な能力と、規律正しく責任を遂行する服務・態度並びに積極性の体得に努める。

### 2 一般心得

- (1) 実習生は互いに友愛と協調の精神をもって、必要な知識・技術の習得に心がけるとともに、心身を鍛錬し円満な人格の形成を期し、水産人としての素養を身につけるように努めること。
- (2) 実習生は言語・態度並びに服装に留意し、常に水産・海洋系高等学校の生徒としての誇りと気概をもって行動するように心がけること。
- (3) 実習生はシーマンシップにのっとり、粗暴な振舞いや船内秩序を乱す行為をしてはならない。

### 3 船内規律

- (1) 実習生は船員法に定める船内規律を準用するとともに、次の各項に留意しなければならない。
  - ① 指導教官、乗組員の命令伝達事項は、必ず復唱し確実に実行する。
  - ② 乗船時は、指示された物品以外のものを船内に持ち込まない。携帯電話については各学校の規則に従う。
  - ③ 航海、機関等に関する計器、機器類の使用は乗組員の許可を得る。
  - ④ 消耗品は、常に節約に心がけるとともに、特に節水に努める。
  - ⑤ 船内で私物以外の食料、嗜好品等を無断で使用しない。
  - ⑥ 貸与品は、各自大切に使用し、紛失又は破損することのないように心がける。
  - ⑦ 実習生として好ましくない行動・態度や、必要時以外に船内を走る・騒ぐ等、他人に迷惑をかけない。
  - ⑧ 許可なく舷窓を開けない。
  - ⑨ 常に環境の整理・整頓に努め、船舶及び施設・設備等に落書きをしない。
- (2) 以上のほか各校校則を遵守し、実習生としての誇りを失うことのないように心がける。

(備考) 船員法に定める規律

- ① 上長の職務上の命令に従う。
- ② 職務を怠り、又は他の乗組員の職務を妨げない。
- ③ 船長の指定する時まで船内に乗込み、乗船し、乗組員として行動する。
- ④ 船長の許可なく船内を去らない。
- ⑤ 船長の許可なく救命艇その他の重要な属具を使用しない。
- ⑥ 船内の食料又は清水を濫費しない。
- ⑦ 船長の許可なく電気若しくは火気を使用しない。
- ⑧ 船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から持ち出さない。

- ⑨ 船内において争鬭、乱酔、その他粗暴な行為をしない。
- ⑩ その他船内の秩序を乱すようなことをしない。

#### 4 服装

- (1) 服装は、常に清潔にし、端正に着用する。
- (2) 実習時は実習服並びに実習帽を着用する。実習ズボンにはベルトをする。
- (3) 上陸時は、所定の衣服を着用する。
- (4) 居室から出るときは、見苦しい服装で出てはならない。
- (5) 船内では正当な理由がある場合を除き、合羽着用のまま歩行してはならない。
- (6) 甲板上に出るとき、及び当直時は、サンダル類は認めない。

#### 5 礼儀

- (1) 常に礼儀を正し、まじめな態度で人に接するように心がける。
- (2) 指導教官、乗組員には敬語を用い、応答は明瞭にするなど言葉づかいに注意し、特に外来者に対しては節度ある態度で接する。
- (3) お互いに挨拶を交わすように努める。
- (4) 他室を訪れる場合はノックを励行し、扉の開閉は静かにする。なお生徒室は常時解放しておく。また、必要のある時以外は他室を訪問しない。
- (5) 日常の五心に努める。
  - ① 「ハイ」という素直な心
  - ② 「すみません」という反省の心
  - ③ 「オカゲさま」という謙虚な心
  - ④ 「ワタシガシマス」という奉仕の心
  - ⑤ 「アリガトウ」という感謝の心

#### 6 保健、安全、衛生

- (1) 実習時以外は、余暇の善用に努め、不規則な生活態度は事故の元となることに留意し、十分睡眠をとるように心がける。
- (2) 常に室内の清掃、換気や寝具整頓に心がけ、作業服のままベッドを使用してはならない。
- (3) 自己の健康には常に留意し、暴飲、暴食を慎み最良の状態でも実習ができるよう心がける。
- (4) 身体の清潔に心がけ、頭髪は短くし、ひげをのばしたりしてはならない。
- (5) 身体に異常が生じたときは、直ちに指導教官又は乗組員に申し出る。
- (6) ピアス、指輪等の装飾品はつけてはならない。

## 2 乗船実習安全心得について

### 乗船実習安全心得

#### 1 全般的注意事項

- (1) 保守・防災の観点から、相互監視を励行し、声をかけ合い、注意し合う。なお、危険を知らされ、又は注意された場合は、素直に且つ迅速に対応する。
- (2) 甲板、通路、室内を走ったり、手摺りや高所物体にぶら下るなどして遊ばない。
- (3) 甲板上に出る時は際は、指導教官の許可を受け、指導教官とともに行動する。
- (4) サンドル等で甲板上に出ない。
- (5) 出入口では頭上に注意し、コーミング等を踏まない。
- (6) 扉の開閉は静かに確実に行う。その際、扉に指等をはさまないように十分注意する。
- (7) 階段の昇降は、手摺りを利用し静かに行う。
- (8) 船内では、危険を知らせるとき以外は大声を出さない。
- (9) 荒天時には、保温器、電気ポット等、熱湯の入った容器や、こわれやすい物をテーブルの上に置かない。
- (10) 船内火災防止上、火気、電気の取扱いに十分注意する。
- (11) 魚倉、凍結庫、ボースンストア、舵機室、賄倉庫等には、許可なしには入らない。
- (12) ソルベスト、ヘルメットは、指示された場所に格納する。
- (13) ヘルメット着用時「あごひも」をかける。
- (14) 乗船中は、ハンドポケットをしない。また、服のボタン類もきちんと掛ける。
- (15) 爪は短く切りそろえる。
- (16) 運動靴のかかとを踏んで履かない。
- (17) 班長、室長あるいは日直等の各責任者は、常に生徒数の把握に努め、疑問が生じたときは直ちに指導教官に連絡し、指示を受ける。



×E